

第10回 通院等乗降介助 ①

介護サービス 通院等乗降介助とは

今月からは、介護保険の通院等乗降介助がテーマです。今回は通院等乗降介助とは何なのか、まず言葉の意味からみていききたいと思います。

通院等乗降介助とは介護保険が適用される介護サービスの一つで、要介護者に個別輸送と連続して乗車/降車の介助、ならびに乗降前後の移動のために必要な介護をホームヘルパー等が行うというものです。

要介護透析患者の間でも、比較的介護度の低い方が通院に利用しているといわれています。

通院等乗降介助は介護付個別輸送？

“通院等乗降介助は介護付の個別輸送なんだ”と思う方がいるかもしれませんが、介護が移送と連続して行われるために確かにそのように見えますが、この考え方には少し注意が必要です。

例として、通院等乗降介助を利用して通院する場合を想定してみましょう(図1参照)。まずヘルパーが車両をとまって利用者宅等に赴きます。利用者は屋内で身支度等の介助(乗車前介助)、そして乗車時にも介助を受けます(乗車介助)。次に同じヘルパーが病

[図1] 通院(自宅～病院)の場合



院まで車を運転し、利用者は降車の介助等を受け院内に入ります。その後ヘルパーは受診手続き*を行いました。

現行制度では、この一連の同一ヘルパーによる「介護～移送～介護」を総じて通院等乗降介助(1回)と考えます。なお、通院等乗降介助では利用者1名に対し1名のヘルパーがサービスにあたり、また、移送と介護の両方を必ず同じヘルパーが担当します。

※ただし、院内における介助については不明瞭な部分があり、院内ではヘルパーが介助を行わない場合もあるといわれています。詳細は次号にて。

利用者負担「介護」と「移送」別々

このようにサービス上介護と個別輸送はセットですが、利用者負担において両者は明確に区別されます。

介護保険を利用した場合、通院等乗降介助の介護報酬は1回100単位(1,000円/利用者負担100円)なので、上の例の場合100円の負担が発生します。ここで気をつけたいのはこの100円は自宅～病院の「介護」の自己負担であり、移送費用(運賃)が別途発生するという点です。

○ 訂正とお詫び

第8回「駐禁除外ステッカー①」文中に誤記がありましたので、訂正とお詫びを申し上げます。標章使用時について、文中に地域によっては行き先・連絡先等をあわせて掲示する必要がある旨の記載がありますが、これは誤りであり、正しくは、地域にかかわらず、標章を使用する際は全国どこでも行き先・連絡先等をあわせて掲示しなければいけません。

今回は…

通院等乗降介助 ②